

# (一財)岐阜県サッカー協会 審判委員会規定

## 【審判の資格】

すべての公式戦の審判は有資格者によって行われなければならない。

東海大会・東海リーグ、岐阜県大会・県リーグ、地区大会・地区リーグは表に示す資格を必要とする。

区分	主審	副審	第4の審判員
東海大会・東海リーグ	2級以上	3級以上	3級以上
岐阜県大会・県リーグ	3級以上	4級以上	4級以上
地区大会・地区リーグ	4級以上	4級以上	4級以上

## 【審判員登録】

すべての審判員は日本サッカー協会登録審判員となる。

審判員は年度が始まるまでに更新登録をしなければならない。

更新登録をしない場合その資格を失う。

更新登録に係る手続きおよび費用については別に定める。

## 【審判派遣】

審判委員会に対し審判派遣を要請する場合以下の審判費用を必要とする。

## 【審判費用】

岐阜県内における審判費は級に関係なく以下のように定める。ただし、地区大会、地区リーグ、種別大会においてはこの限りではない。

区分	審判費用
主審	6000円(90分)
副審	4000円(90分)
第4の審判員	3000円(90分)

## 【審判報告書】

岐阜県内における県大会(県リーグを含む)のすべての試合について、審判報告書を試合終了後2日以内に提出(投函等)しなければならない。

〔提出先〕 〒500-8156 岐阜市祈年町9丁目15番地2  
審判委員長 小森 徳浩 宛

## 【審判資格の認定(新規)・昇級・アカデミー】

### 4級認定(新規)

〔資 格〕 健康かつ気力、体力、実力ともに4級審判員として活動できる者  
〔年 齢〕 12歳以上(小学生を除く)  
〔内 容〕 講習(2時間×2)および、競技規則テスト  
〔期 日〕 毎年4月および、6~7月の2期(県内5地区各会場にて開催)  
〔費 用〕 一般:5,500円、ユース(高校生以下):2,000円 以下の代金が含まれます

一般:¥5,500

講習会費・その他費用:¥1,100(競技規則代含む)

日本サッカー協会登録費:¥2,500

東海地域サッカー協会登録費:¥100

岐阜県サッカー協会登録費:¥1,800

ユース:¥2,000

講習会費・その他費用:¥0(競技規則:無償)

日本サッカー協会登録費:¥500

東海地域サッカー協会登録費:¥0

岐阜県サッカー協会登録費:¥1,500

### 3級昇級

〔資 格〕 健康かつ気力、体力、実力ともに3級審判員として活動できる者  
4級資格を有し、規定の試合数の審判を行った者  
年齢15歳以上(中学生を除く)  
〔内 容〕 講習、競技規則テスト、体力テスト、実技テスト  
〔期 日〕 5月~6月および、10月~12月の2期  
※地区・種別対応あり(要相談)  
〔費 用〕 講習会、競技規則・体力テスト:¥3,000  
実技テスト:¥2,000  
〔登録費〕 一般:¥1,000、ユース:¥500  
※4級登録費との差額

## 2級アカデミー

〔資 格〕 健康かつ気力、体力、実力ともに2級審判員として活動できる者

　　3級資格を有し、年齢18歳以上(高校生を除く)の者

〔内 容〕 レフェリアアカデミー(講習会、実技指導)を開催

〔期 間〕 5月～12月

〔試 験〕 東海地域サッカー協会にて競技規則テスト、実技テスト(1次、2次)を行う

## 【審判資格の更新】

〔申 込〕 日本サッカー協会(KICK OFF)から申込む。

〔内 容〕 3級:JFAラーニング(以下:ラーニング)による更新講習カリキュラムまたは、対面式の更新講習会

　　※対面式の期間(申込・受講)は、岐阜県サッカー協会 HP(以下:GFA HP)に掲載

　　※新型コロナ感染症等で実施しない場合があります

　　(GFA HP で、対面式の更新講習会開催の有無等を確認してください)

　　※ラーニングと対面式の選択申込が可能

　　※ラーニングを先に申込むと、対面式には(2重)申込めません

　　(対面式を申込むには、ラーニングのキャンセルが必要です…キャンセル料発生)

　　4級:JFA ラーニングによる更新講習カリキュラム

〔期 間〕 申込:毎年10月～翌年1月(申込・費用支払い後、受講が可能になります)

　　受講:毎年10月～翌年2月(期間を過ぎると、受講ができません)

〔費 用〕 3級(一般):¥ 7,050 3級(ユース):¥ 4,150

　　4級(一般):¥ 5,500 4級(ユース):¥ 2,000

### 〔注意事項〕

・KICK OFF 「審判」 → 「講習会・研修会」 → 「申込状況の確認」ステータスにて合否確認  
(審判証の発行)ができます。

　　※JFA ラーニング終了後、対面式講習会(3 級のみ)受講後は、必ず確認してください。

・更新登録をしない場合(JFA ラーニングが完了されていない場合含む)、次年度(4 月以降)  
の審判資格(審判証の発行)は継続できません。

・審判資格を失効(更新忘れ含む)された方で、次年度新たに4級認定(新規)を受講される方  
は、年度末(3 月 31 日)まで資格が有効です。

　　4 月 1 日以降でないと 4 級認定(新規)講習会に申込むことはできません。

　　※KICK OFF システム上申込めない(受付されない)。